

## 普通階・無窓階算定書

防火対象物名称	〇〇株式会社 〇〇棟		
算定者職氏名	〇〇建築設計 係長 笠岡 太郎	令和〇年〇月〇日	

1階						
階ごとに算定してください。						
床面積 (A)		必要開口面積 (A/30)		有効開口部面積合計		算定結果
1,400 m <sup>2</sup>		46.67 m <sup>2</sup>		49.60 m <sup>2</sup>		普・無
※消防機関判定		普・無				
開口部の位置	建具記号	床からの高さ(m)	開口部種別	幅(m)×高さ(m)×所在数	開口部面積小計(m <sup>2</sup> )	備考
東	AW1	1.1	引き違い窓 型板ガラス6.0mm	1.80×1.20×5	10.80	
東	AW2	1.1	引き違い窓 網入板ガラス6.8mm	1.50×1.10÷2×2	1.65	
東	AW3	1.1	FIX窓 型板ガラス6.0mm	0.50×1.2×2	1.20	
西	SD1	0	片開き戸 ガラス小窓付き	1.00×2.00×1	2.00	
西	SS1	0	軽量シャッター スラット板厚1.0mm	2.00×2.50×1	5.00	
南	SS2	0	重量シャッター 水圧開放装置付き	4.00×5.00×1	20.00	
北	AW1	1.1	引き違い窓 型板ガラス6.0mm	1.80×1.20×3	6.48	
北	AW2	1.1	引き違い窓 網入板ガラス6.8mm	1.50×1.10÷2×3	2.47	

備考

備考欄の内容に注意して記入してください。

- 地上階について、消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部（以下「有効開口部」という。）のみを計上してください。
- 算定できる有効開口部は、すべて記入してください。
- 算定書には、配置図、建具配置図及び建具表を添付し、算定した有効開口部をそれぞれ赤色で明示してください。
- 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅75cm以上及び高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。（10階以下の階は2以上必要）
- 消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部とは、次のすべてに適合する開口部をいいます。
  - 実際に開口できる部分が、直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。
  - 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
  - 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。（11階以上の階を除く。）
  - 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
  - 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- ※印欄には記入しないでください。

ガラスの種類による無窓階の取扱い及び開口部の有効寸法の取扱いについては、次ページ第1表及び第2表を参照してください。

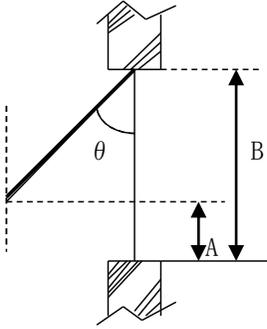
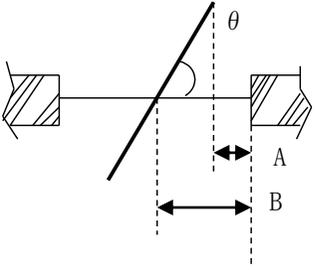
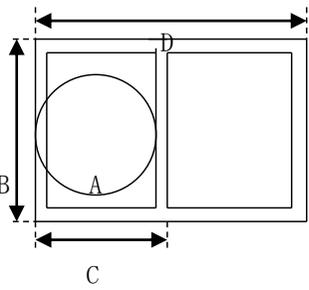
第1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

開口部の条件			無窓階判定 (規則第5条の3)		
			足場有り	足場無し	
■ガラス開口の種類■ 普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6.0ミリ以下	引き違い	○	○	
		F I X	○	○	
	厚さ10.0ミリ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
	線入板ガラス又は網入板 ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△
			F I X	×	×
厚さ10.0ミリ以下		引き違い	△	×	
		F I X	×	×	
強化ガラス	厚さ6.0ミリ以下	引き違い	○	○	
		F I X	○	○	
	厚さ10.0ミリ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
超耐熱結晶化ガラス	厚さ5.0ミリ以下	引き違い	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	フロート板ガラス6ミリ以下+PVB 30m i l以下+フロート板ガラス6 ミリ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB3 0m i l以下+フロート板ガラス5ミ リ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス5ミリ以下+PVB 60m i l以下+フロート板ガラス5 ミリ以下	引き違い	△	×	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB6 0m i l以下+フロート板ガラス6ミ リ以下	引き違い	△	×	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス3ミリ以下+PVB 60m i l以下+型板ガラス4ミリ以 下	引き違い	△	×	
		F I X	×	×	

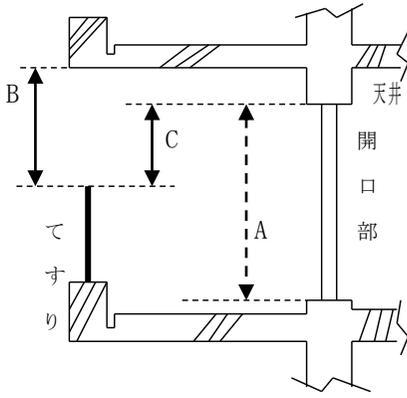
合わせガラス	フロート板ガラス6ミリ以下+EVA 中間膜0.4mm以下+PETフィルム 0.13mm以下+EVA中間膜0.4 mm以下+フロート板ガラス6ミリ以 下	引き違い	△	△
		F I X	×	×
	フロート板ガラス6ミリ以下+EVA 中間膜0.8mm以下+フロート板ガラ ス6ミリ以下	引き違い	△	△
		F I X	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中 間膜0.4mm以下+PETフィルム 0.13mm以下+EVA中間膜0.4 mm以下+フロート板ガラス5ミリ以 下	引き違い	△	△
		F I X	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

- 1 「足場有り」とは、避難階、バルコニー等（避難上有効な構造を有するもの）、または屋上広場等破壊作業のできる部分が5（6）「足場の基準」により設けられているもの。
- 2 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものであること。なお、「引き違い」については、片面が規則第5条の3に規定する有効開口面積を有しなければならないものとする。
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 凡例
  - …………… 開口部として取り扱うことができる。
  - △ …………… ガラスを一部破壊し、外部から開放できるものとして、概ね開口面積の2分の1を有効開口として取り扱うことができる。
  - × …………… 開口部として取扱うことはできない。
- 5 前3（1）イ e、f に掲げるガラス以外の合わせガラスの取扱いは、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（通知）」（平成19年3月27日消防予第111号）の結果とする。なお、メーカー等が破壊試験を実施した場合について、有効開口部として認める場合は、試験内容等を慎重に確認して、判断すること。

第 2 表 開口部の有効寸法

	型 式	判 断
突出し窓		<p>Aの部分とする。</p> $A = B (1 - \cos \theta)$ <p><math>\theta</math> は最大開口角度 (0度から90度)</p>
回転窓		<p>Aの部分とする。</p> $A = B (1 - \cos \theta)$ <p><math>\theta</math> は最大開口角度 (0度から90度)</p>
引き違い窓	 <p>注 1 A及びC=0.5D 2 Aは50cmの円の内接 又は1mの円の内接</p>	<p>B×C とする。</p> <p>なお、次の寸法以上の場合は50cm以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。</p> <p>B = 1.0m (0.65m) 以上 C = 0.45 m (0.4m) 以上 ( )内は、バルコニー等がある場合。</p>

外壁面にバルコニー等がある場合



Aの部分とする。  
なお、Bは1 m以上で、てすりの  
高さは1.2 m以下とする。  
バルコニーの幅員は概ね60 cm以  
上の場合に限る。これによりがた  
い場合は、Cを開口寸法とする。